

# 漁港漁場整備関係法規集 目次

## 漁港漁場整備法関係

### 法令

○漁港漁場整備法	……………	(昭和二五年 法律一三七号)	……………	一
○漁港漁場整備法施行令	……………	(昭和二五年 政令二三九号)	……………	五一
○漁港漁場整備法施行規則	……………	(昭和二六年 農林省令四七号)	……………	七六
○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の農林水産大臣が定める基準	……………	(平成一四年 農林水産省告示九四四号)	……………	一四
○漁港の指定の内容の軽微な変更に関する基準を定める件	……………	(平成一三年 農林水産省告示四五〇号)	……………	一八
○漁港漁場整備法第十八条第一項の水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行する場合の許可に関する基準	……………	(平成一四年 農林水産省告示九四七号)	……………	二〇
○漁港漁場整備法第二十一条第一項の特定漁港漁場整備事業の施行の許可に係る権利の譲渡についての認可に関する基準	……………	(平成一四年 農林水産省告示九四八号)	……………	二一
○漁港漁場整備法第二十一条第二項後段の特定漁港漁場整備事業の施行者が水産業協同組合であるときの特定漁港漁場整備事業の施行の委託の許可に関する基準	……………	(平成一四年 農林水産省告示九四九号)	……………	二二

○漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面を定める告示……………(昭和三年 農林省告示一二九号)……………一二三

○農林水産省漁港関係事業等検査規則……………(昭和六年 農林水産省訓令一二号)……………一二八

通知

(基本方針・長期計画)

○漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の公表について……………(平成一四年 三月七日公表)……………一三一

○漁港漁場整備長期計画……………(平成二四年 三月二三日閣議決定)……………一四五

(管理関係)

○模範漁港管理規程例……………(昭和三年 三二水生四二二七号)……………一五〇

○漁港漁場整備法施行規則第九条第二項及び第三項の規定による漁港台帳及びこれに添附すべき図面の調製要領について……………(昭和三年 三二水生九九四号)……………一五五

○〔参考〕漁港台帳記載例…………………………一七七

海岸法関係

法令

○海岸法……………(昭和三年 法律一〇一号)……………二〇七

○海岸法施行令……………(昭和三年 政令三三二号)……………二五二

○海岸法施行規則……………	(昭和三年)	農林、運輸、建設省令一号)	……………	二七三
○海岸保全施設の技術上の基準を定める省令……………	(平成一六年)	農林水産、国土交通省令一号)	……………	三〇二
通 知				
○海岸保全行政の運営について……………	(平成一五年)	一五農振二六〇六号 一四水港三四六九号 国河海七一〇号 国港海六七六号	……………	三〇六
○海岸保全区域台帳の調製について……………	(昭和三四年)	三四地局四二〇号 三四水港七一四号 港管二一〇六号 建河兪六三〇号	……………	三〇七
○海岸法施行に伴う国有海浜地の取扱について……………	(昭和三二年)	蔵管二五二号)	……………	三〇九
○海岸の区分及び名称の統一について……………	(昭和三二年)	三二農地四〇八七号 三二水生二六〇一号 港計一八〇号 建河兪六四四号	……………	三一二
○海岸保全区域に係る記号、符号等の統一について……………	(昭和三二年)	三二農地四三〇九号 三二林野一六八八三号 三二水生八六一号 港計二一六号 建河兪六九二号	……………	三一七
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定に関する協議について……………	(昭和三二年)	三二水生二六九五号)	……………	三二一
○保安林又は保安施設地区に係る海岸保全区域の指定に関する協議について……………	(昭和三二年)	三二林野一〇八四七号)	……………	三二四

○四号以下民有保安林に係る海岸保全区域の指定に関する協議について……………	(昭和六〇年 六〇林野治二六四九号)	三二六
○海岸保全区域の指定について……………	(昭和三二年 建河発八六号)	三二七
○海岸保全区域に対する重複指定等の協議について……………	(昭和四〇年 建河発三七九号)	三二八
○漁港区域にかかる海岸保全区域の指定の協議等について……………	(昭和三九年 三九水港二九三七号)	三二九
実 例		
○水域と陸域の区分について……………	(昭和三二年 水産庁生産部漁港課長)	三三二
○漁港区域内の水際線の背後の陸地で漁港の陸域に指定されていない区域が海岸保全区域となる場合の海岸管理者について……………	(昭和三二年 水産庁生産部漁港課長)	三三四
国 有 財 産 関 係		
法 令		
○国有財産法……………	(昭和三三年 法律七三号)	三三三
○国有財産法施行令……………	(昭和三三年 政令二四六号)	三六一
○国有財産法施行細則……………	(昭和三三年 大蔵省令九二号)	三九四
○国有財産総轄事務処理規則……………	(昭和二九年 大蔵省訓令五号)	三九九
○国有財産特別措置法……………	(昭和二七年 法律二一九号)	四二〇

○国有財産特別措置法施行令	……………	(昭和二七年)	政令二六四号)	……………	四三九
○農林水産省所管国有財産取扱規則	……………	(昭和三四年)	農林省訓令二二号)	……………	四四八
○漁港整備財産取扱規則	……………	(昭和三六年)	農林省訓令七号)	……………	四六六
○漁港漁場整備法施行令第六條第一項に規定する漁港整備財産台帳、第十三條第一項に規定する管理台帳及び第十七條に規定する標識の様式を定める等の件	……………	(平成一四年)	農林水産省告示九四五号)	……………	四七六

## 補助金関係

### 法令

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	……………	(昭和三〇年)	法律一七九号)	……………	四八九
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	……………	(昭和三〇年)	政令二五五号)	……………	五〇三
○農林畜水産業関係補助金等交付規則	……………	(昭和三二年)	農林省令一八号)	……………	五四三

## 公有水面埋立法関係

### 法令

○公有水面埋立法	……………	(大正一〇年)	法律五七号)	……………	五九一
----------	-------	---------	--------	-------	-----

○公有水面埋立法施行令……………(大正一一年 勅令一九四号)……………六一〇

○公有水面埋立法施行規則……………(昭和四九年 運輸・建設省令一号)……………六一八

通知

○公有水面埋立法の一部改正について……………(昭和四九年 港管一五八〇号 建設省河政発五七号)……………六三四

○公有水面埋立法の一部改正について……………(昭和四九年 港管一五八一号 建設省河政発五八号)……………六四四

○公有水面埋立法に基く免許条件等について……………(昭和三〇年 三〇水一一一七九号)……………六四五

関係法令

水産関係

○農林水産省設置法……………(平成一一年 法律九八号)……………六四七

○農林水産省組織令(抄)……………(平成一二年 政令二五三号)……………六七〇

○農林水産省組織規則(抄)……………(平成一三年 農林水産省令一号)……………六七七

○水産基本法……………(平成一三年 法律八九号)……………六九一

○水産政策審議会令……………(平成一三年 政令二三〇号)……………七〇一

○沿岸漁場整備開発法……………(昭和四九年 法律四九号)……………七〇四

- 海洋水産資源開発促進法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（昭和四六年 法律六〇号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・七二五
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律・・・・（平成一四年 法律一二〇号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・七三一
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令・・・（平成一四年 政令三五四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・七四〇
- 有明海・八代海等総合調査評価委員会令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（平成一四年 政令三五五号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・七四一
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令第一条第三号の規定に基づき農林水産大臣が指定する事業・・・・（平成一四年 農林水産省告示一八六九号）・・・・・・・・・・・・・七四四
- 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・（平成一五年 総・文科・農水・経産・国交・環告一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・七四五
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第三条第一項の指定地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（平成一五年 総・文科・農水・経産・国交・環告二号）・・・・・・・・・・・・・七五七
- 海洋基本法・・（平成一九年 法律三三号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・七六一

公共事業

- 港湾法・・（昭和二五年 法律二一八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・七六八
- 港湾法施行令・・（昭和二六年 政令四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・八七三
- 港則法（抄）・・（昭和三年 法律一七四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・九二三
- 河川法（抄）・・（昭和三九年 法律一六七号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・九二四
- 道路法（抄）・・（昭和二七年 法律一八〇号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・九三二
- 浄化槽法（抄）・・（昭和五八年 法律四三号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・九三七

○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	（平成六年 法律四六号）	九四三
○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	（平成一九年 法律四八号）	九六〇
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	（平成一年 法律一七号）	九六八
○海上交通安全法	（昭和四七年 法律一五号）	一〇〇四
地域振興		
○総合保養地域整備法	（昭和六二年 法律七一号）	一〇二五
○過疎地域自立促進特別措置法（抄）	（平成一二年 法律一五号）	一〇三四
○過疎地域自立促進特別措置法施行令（抄）	（平成一二年 政令一七五号）	一〇四〇
○過疎地域自立促進特別措置法の施行について	（平成一二年 一ニ構改B六〇九号）	一〇四一
○過疎地域自立促進特別措置法の運用について	（平成一二年 一ニ水港三二〇号）	一〇五八
○山村振興法（抄）	（昭和四〇年 法律六四号）	一〇六〇
○山村振興法施行令（抄）	（昭和四〇年 政令三三一号）	一〇六三
○山村振興法第十一条に基づく基幹道路の指定について（抄）	（昭和五年 五一構改B六一四号）	一〇六五
○山村振興法第十一条に基づく基幹道路の指定について	（昭和五年 五一水港五四三号）	一〇六六
○半島振興法（抄）	（昭和六〇年 法律六三号）	一〇六八
○半島振興法施行令（抄）	（昭和六一年 政令二四三号）	一〇七三



○半島振興法第十一条に基づく基幹的市町村道等の指定について	(昭和六三年	六三構改B五〇七号)	一〇七四
○半島振興法の施行について	(昭和六三年	六三水港二三一一号)	一〇七六
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(抄)	(昭和三六年	法律一一二号)	一〇七八
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(抄)	(昭和三六年	政令二五八号)	一〇八〇
○離島振興法	(昭和二八年	法律七二号)	一〇八二
○離島振興法施行令	(昭和四三年	政令二七号)	一一一二
○小笠原諸島振興開発特別措置法	(昭和四四年	法律七九号)	一一一八
○小笠原諸島振興開発特別措置法施行令	(昭和四五年	政令一三号)	一一五五
○沖繩振興特別措置法	(平成一四年	法律一四号)	一一六三
○沖繩振興特別措置法施行令	(平成一四年	政令一〇二号)	一二三八
○奄美群島振興開発特別措置法	(昭和二九年	法律一八九号)	一二九〇
○奄美群島振興開発特別措置法施行令	(昭和二九年	政令二三九号)	一三四三
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	(平成一二年	法律一四八号)	一三七二
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令	(平成一三年	政令一〇五号)	一三七八
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第六 条第一項第三号に規定する農林水産大臣が定める基準	(平成一三年	農林水産省告示九一九号)	一三八三

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	（平成一九年 法律六七号）	一三八四
○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令	（平成一九年 政令二六八号）	一四〇〇
○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則	（平成一九年 防衛省令一一号）	一四一〇
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の 発電の促進に関する法律	（平成二五年 法律八一号）	一四二三
<b>環 境</b>		
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）	（昭和四五年 法律一三七号）	一四三七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）	（昭和四六年 政令三〇〇号）	一四四八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）	（昭和四六年 厚生省令三五号）	一四五九
○自然公園法（抄）	（昭和三二年 法律一六一号）	一四六三
○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 律（抄）	（昭和四六年 法律七〇号）	一四六七
○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 律施行令（抄）	（昭和四六年 政令三二五号）	一四七〇
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（抄）	（昭和四五年 法律一三六号）	一四七一
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（抄）	（昭和四六年 運輸省令三八号）	一四八二
○水質汚濁防止法（抄）	（昭和四五年 法律一三八号）	一四八三
○水質汚濁防止法施行令（抄）	（昭和四六年 政令一八八号）	一四八九

防 災

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抄）……………（昭和四四年 法律五七号）……………一四九六

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（抄）……………（昭和四四年 政令二〇六号）……………一四九八

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律ならびに同法施行令の施行について……………（昭和四四年 四四水港五〇八七号）……………一四九九

○地震防災対策特別措置法……………（平成七年 法律一一一号）……………一五〇一

○地震防災対策特別措置法第三条第一項及び第四条第一項の規定に基つく避難地等に係る主務大臣の定める基準……………（平成八年 農林水産省告示二〇四号）……………一五一六

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法……………（平成二五年 法律九五号）……………一五二〇

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法……………（平成一四年 法律九二号）……………一五二八

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令……………（平成一五年 政令三二四号）……………一五四〇

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第八條第一項第三号の内閣総理大臣が定める交付金を定める件……………（平成二五年 内閣府告示二九一号）……………一五四九

○南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件……………（平成二六年 内閣府告示二二号）……………一五五〇

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を指定した件……………（平成二六年 内閣府告示二二号）……………一五五二

○地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準を定める件……………（平成一六年 農林水産省告示一四三〇号）……………一五五四

○国の負担又は補助の特例に係る津波避難対策緊急事業に関する主  
 務大臣の定める基準を定める件……………(平成二七年 農林水産省告示二八号)……………一五五七

○大規模災害からの復興に関する法律(抄)……………(平成二五年 法律五五号)……………一五五八

索引……………卷末